年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 2件

高知国民年金 事案 549

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成2年4月

私は、私の妻と一緒に平成2年4月に市町村役場の支所に出向き、国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間を含む夫婦二人分合計3か月分の国民年金保険料を、妻が当該支所の窓口又は金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間のみが納付済みとされていないことに納得がいかない。なお、私は、平成2年5月1日に住民登録地を移動しており、申立期間の国民年金保険料は移動前に納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が厚生年金保険の加入期間中である平成9年1月1日に付番されていることが確認できるものの、申立期間は国民年金未加入期間とされており、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻の平成2年3月及び同年4月の保険料と一緒に納付した旨を主張しているところ、申立人が住民登録地を移動する前の市町村の国民年金保険料検認リストを見ると、申立人の妻の2年3月の保険料は2年4月27日に収納されているものの、申立期間である2年4月の保険料は納付済みとされていないことから、申立人の妻の申立期間に係る保険料は住民登録地の移動後に納付されたものと考えられ、申立内容と合致しない点が見受けられる。

さらに、申立人及びその妻は、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付金額等について記憶が明確でない上、申立人の妻が申立期間の国民

年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は 無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる 事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 550

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年6月まで

私は、市町村役場の職員から、「国民年金への加入は義務であり、過去の未納分を遡って納付しなければ国民年金に加入できない。」旨を説明されたことを契機に、後日、私の母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料をまとめて遡って納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金証書記号番号払出簿から、昭和50年9月26日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付することが可能であったものの、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、過去の未納分を遡って納付しなければ国民年金に加入できない旨の説明を契機に、国民年金への加入及び申立期間の保険料を納付したと主張しているものの、制度上、保険料の遡及納付は加入要件とされていない上、前述の国民年金証書記号番号払出簿により、申立人と同様、昭和50年9月26日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、かつ2年以上遡って国民年金被保険者資格を取得している14人について、オンライン記録を確認したところ、特例納付したと考えられる(払出時点で時効により納付できないとされている昭和48年6月以前の期間が納付済みとされている)者は4人しか確認できない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料を納付し

たとされる申立人の母親は既に他界しており、事情を聴取することができないことから、申立期間における保険料の納付状況等が不明である上、その母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。